平成31年3月29日

岩手県人事委員会

委員長 熊 谷 隆 司

岩手県人事委員会規則第8号

職員の給与の支給に関する規則の一部を改正する規則

改正前	改正後						
(扶養手当の支給)	(扶養手当の支給)						
	第10条 給与条例第27条第1項の人事委員会規則で定める職員は、医療職給料表(1)の適用を						
	受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち、給料の特別調整額に関する規則(昭和						
	35年岩手県人事委員会規則第16号)の規定による給料の特別調整額に係る区分が1種の職を						
	占める職員とする。						
<u>第10条</u> [略]	第10条の2 [略]						
第10条の2 給与条例第27条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする	第10条の3 給与条例第27条第3項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする						
	0						
(1)~(3) [略]	(1)~(3) [略]						
(4) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員でその職務の級が4級であるもののうち加算書							
合が100分の20である職員	合が100分の20である職員 <u>(第10条に規定する職員を除く。)</u>						
(5) [略]	(5) [略]						
2 [略]	2 [略]						
兼式第1(第11条関係)	様式第 1 (第11条関係)						
[略]	[略]						
届出の理由	届出の理由						
□ 1 新たに職員となった (□配偶者がない)	□ 1 新たに職員となった						
□2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある (□配偶者がない)	□ 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある						
□3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある	□ 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある						
□4 配偶者のない職員となった(3に該当する場合を除く) 年 月 日							
□ 5 配偶者を有するに至った(2に該当する場合を除く) 年 月 日							
[略]	[略]						
記載上の注意	記載上の注意						
1 届出の理由欄には、該当する理由の□にレ印を付する <u>とともに、理由の1又は2に該</u>	1 届出の理由欄には、該当する理由の□にレ印を付すること。						
当する場合で配偶者がないときは括弧内の□にもレ印を付し、理由の4又は5に該当す							
る場合はその事実の生じた日を記載すること。							
2 届出の理由の1から3までに該当する場合は、扶養親族の表の各欄に所要事項を記載							

<u>すること。</u> <u>3</u> [略]

<u>4</u> [略]

<u>5</u> [略]

<u>6</u> [略]

<u>7</u> [略]

様式第2 (第12条関係)

[略]

2 配偶関係の状況

届出提出(受理)年月日	届出事実の発生年月日	配偶関係
年 月 日	年 月 日	□ 発生 · □ 消滅
年 月 日	<u> </u>	□ 発生 · □ 消滅

記載上の注意

1~4 [略]

5 配偶者の有無欄には、配偶者の有無及び配偶者有りの場合における扶養認定の状況 について、該当する□にレ印を付すること。

<u>6</u> [略]

[略]

3 扶養手当の月額の認定(支給額の改定)

[略]		の認定扶養	認定扶養親族 中加算措置の 対象となる子	認定等の事由	[略]	[略]	認定扶養親族 (子以外)	認定扶養親族 _(子)_	<u>うち加算措</u> 置対象	[略]	認定等の事 由 <u>・給料表</u> 及び級	
	□有・扶養□有・非扶養□無	丛	人	[略]			人	人	丛		[晔]	

<u>2</u> [略]

<u>3</u> [略]

<u>4</u> [略]

<u>5</u> [略]

<u>6</u> [略] 様式第2 (第12条関係)

[略]

記載上の注意

1~4 [略]

<u>5</u> [略]

[略]

2 扶養手当の月額の認定(支給額の改定)

<u>Z</u>	大養于 ∃	の月額の認定	(文結額の以上))			
	[略]	初宁壮美姐佐	認定扶養親族		[略]	認定等の事	[略]
		(子以外)	(子)	うち加算措		由・給料表	
		(1 (2/1)	_(1)_	置対象		及び級	
		<u>人</u>	人	<u>人</u>		[略]	

	□有・扶養	<u>人</u>	人			人	<u>人</u>	<u>人</u>		
	□有・非扶養									
	□無									
	□有・扶養	人	人			人	. <u> </u>	<u>.</u> <u>人</u>		
	□有・非扶養									
	□無									
	□有・扶養	人	人			人	. <u> </u>	<u>.</u> <u>Д</u>		
	□有・非扶養									
	□無									
	□有・扶養	人	人			人	<u> </u>	<u>人</u>		
	□有・非扶養									
	□無									
	□有・扶養	人	人			人	. <u> </u>	<u>.</u>		
	□有・非扶養									
	□無									
	□有・扶養	人	人			人	. <u>人</u>	<u>人</u>		
	□有・非扶養									
	□無									
	□有・扶養	人	丛			人	. <u> </u>	<u>人</u>		
	□有・非扶養									
	□無									
	□有・扶養	人	人			人	. <u>人</u>	<u>人</u>		
	□有・非扶養									
	□無									
	□有・扶養	人	스			人	<u> </u>	<u>.</u>		
	□有・非扶養									
	<u>□無</u>									
	□有・扶養	人	人			人	. <u> </u>	<u>.</u>		
	□有・非扶養									
	□無	_								
	□有・扶養	人	人			人	. <u>人</u>	<u>.</u>		
	□有・非扶養									
Cm47	□無				5-53					
[略]	分は、下線の部分で				<u>3</u> [略]					

附則

¹ この規則は、平成31年4月1日から施行する。

² この規則による改正前の職員の給与の支給に関する規則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。